

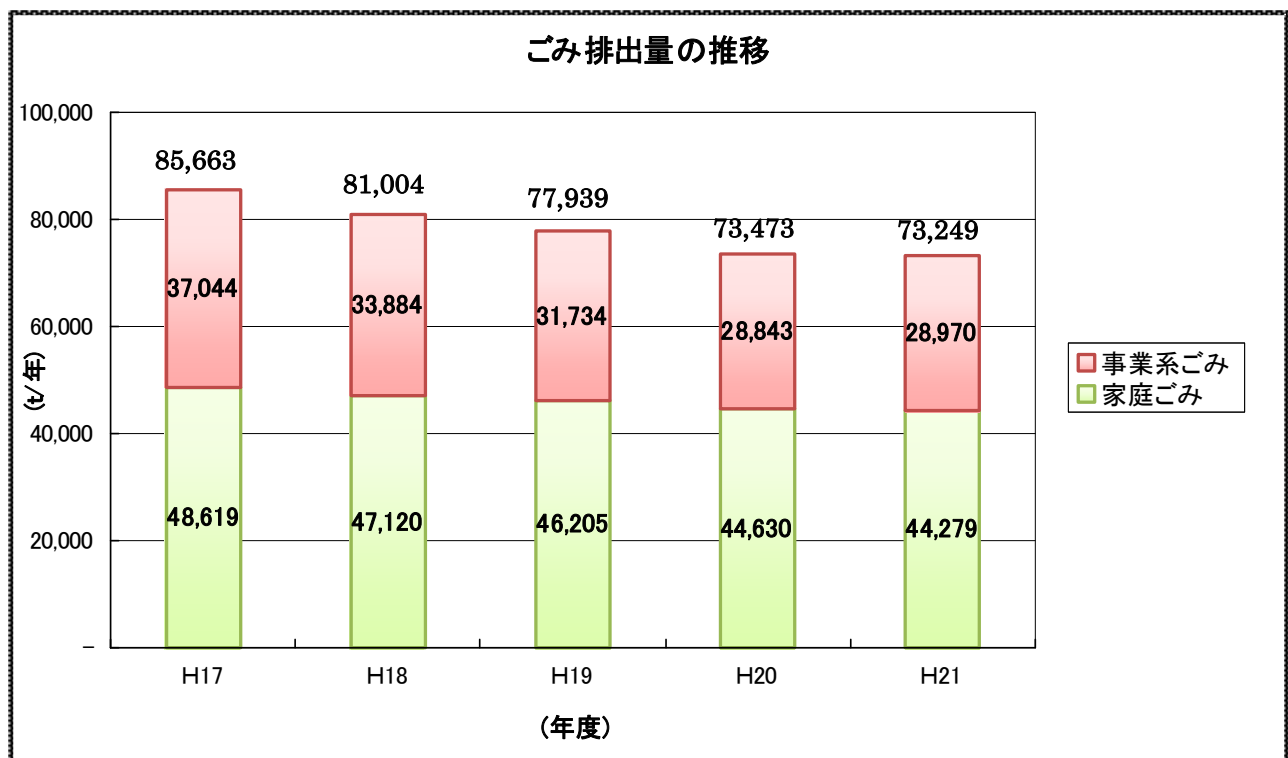
## 事業系ごみの減量について

### 1 事業系ごみの現状と課題

本市の事業系ごみの処理量は、図-1に示すとおり年々減少しておりますが、事業系ごみが占める割合は、総ごみ量の約40%であり、一般廃棄物処理基本計画の目標値を達成するためには、事業系ごみの減量は欠かせないものとなっています。

現在実施している事業系ごみの施策としては、上質古紙のリサイクル推進、エコストアの推進、排出指導などですが、今後、さらなる減量、分別の推進を図るためには、①ごみ処理手数料の適正化、②多量排出事業者への指導、③分別排出・適正排出の指導及び啓発が必要であり、処理基本計画では、重点施策とし前期に計画しております。

図-1 苫小牧市におけるごみ排出量の推移



## 2 ごみ処理手数料の適正化

事業系ごみは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」となっており、原則事業者責任において処理をすることとなります。

事業系ごみ及び家庭ごみの搬入処理手数料について、道内 10 市及び近隣の 4 市を含め表-1 に示すとおりで徴収金額は、各市重量単位が異なりますが、比較しやすいように 100kg で統一しており、最低は、函館市の 320 円、最高は、札幌市の 1,700 円で、14 市の平均は 900 円となっています。

本市の処理手数料は、平成 13 年度から 20 年度までは、450 円と他都市と比較しても極めて低い金額でありましたが、21 年度から 800 円に改定し、22 年度から 1,100 円となり、近郊の都市である千歳市、恵庭市などと比較してもほぼ同程度の数値となっています。

また、焼却・破砕、埋立の処理原価の推移は、表-2 に示すとおりで平成 20 年度で、焼却・破砕に 21,554 円/t、埋立に 6,628 円/t の処理原価となっています。

今後、家庭ごみ有料化に伴い家庭ごみとのバランスや他市の状況を見据えて、適正な事業系ごみの処理手数料を見直す必要があると考えています。

表-1 事業系ごみ及び家庭ごみの搬入処理手数料 (単位：円)

	事業系ごみ処理手数料(100kg当り)			家庭ごみ処理手数料 (100kg当り)
	焼却処理	埋立処分	備 考	
札幌市	1,700	1,700	資源物の搬入は、1,100円	事業系と区分なし
函館市	320	320		240
小樽市	710			直搬禁止
旭川市	750	1,040		事業系と区分なし
室蘭市	500			事業系と区分なし
釧路市	800			500
帯広市	1,600			事業系と区分なし
北見市	800			500
江別市	1,100			900
苫小牧市	1,100			無 料
千歳市	1,000			600
恵庭市	880			700
北広島市	840			事業系と区分なし
登別市	500			事業系と区分なし
白老町	500			300

表－2 苫小牧市の焼却・埋立原価

		処理量(t)	部門別総原価 (千円)			単位当部門別単価(円)	
			直営	委託	計		
ごみ処理原価	焼却・破碎	16	82,573	1,394,548	561,731	1,956,279	23,692
		17	83,310	1,359,243	559,714	1,918,957	23,034
		18	80,205	1,044,837	585,170	1,630,007	20,323
		19	76,595	1,011,590	552,231	1,563,821	20,417
		20	71,717	987,980	557,794	1,545,774	21,554
	埋立	16	20,469	51,426	50,809	102,235	4,995
		17	20,602	45,406	49,498	94,904	4,607
		18	19,538	165,965	52,358	218,323	11,174
		19	23,814	47,686	49,403	97,089	4,077
		20	18,844	70,694	54,200	124,894	6,628

### 3 多量排出事業者に対する指導・啓発

道内主要 10 市では、事業系ごみの多量排出者に対し減量計画書の提出を指示している市は、札幌市と旭川市の 2 市となっており、対象となる事業者及び事業所については、表－3 に示すとおりです。

計画書の提出を指示することによる減量効果については、札幌市、旭川市ともに計画書による減量効果がどの程度か算出は行っていないが、事業系ごみの減量には効果があると考えております。

また、札幌市、旭川市、苫小牧市の事業系ごみの年間推移は表－4 に示すとおりで、各市とも際立った変化は見られませんが、各年度の人口 1 人当りのごみ量で比較すると施策を行っている札幌市は 148g、旭川市は 99g となっており、まだ未実施である苫小牧市より少ないごみ量となっています。

表－3 札幌市と旭川市の多量排出者に対する減量計画書内容

	実施開始年	対 象	対象事業所数
札幌市	平成 5 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模建築の所有者を対象</li> <li>事業に供する部分の延べ床面積1,000㎡以上が対象 (H21 以前は3,000㎡)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H22 約4,500事業所 (全事業所の約30～40%)</li> <li>H21以前は、約1,000事業所</li> </ul>
旭川市	平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> <li>大店舗立地法に規定する大規模小売店の事業者</li> <li>月平均3トン以上を排出する事業者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H22 約271事業者、約873事業所 (全事業所の約5%)</li> </ul>

表－4 事業系ごみ人口1人当りのごみ量

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
札幌市	処理量(t)	454,241	418,801	390,750	369,241	328,015	280,819
	対前年比		△7.80%	△6.70%	△5.50%	△11.17%	△14.39%
	人口(人)	1,862,361	1,872,703	1,880,863	1,888,687	1,894,344	1,899,416
	人口割	244g/人	224g/人	208g/人	196g/人	173g/人	148g/人
旭川市	処理量(t)	54,640	51,579	47,510	44,461	38,978	35,278
	対前年比		△5.60%	△7.89%	△6.42%	△12.33%	△9.49%
	人口(人)	362,359	361,488	360,118	358,393	357,279	355,855
	人口割	151g/人	143g/人	132g/人	124g/人	109g/人	99g/人
苫小牧市	処理量(t)	45,269	41,479	37,044	33,884	31,734	28,843
	対前年比		△8.37%	△10.69%	△8.53%	△6.35%	△9.11%
	人口(人)	172,913	173,108	173,495	173,700	174,008	173,968
	人口割	262g/人	240g/人	214g/人	194g/人	182g/人	166g/人

#### 4 事業系ごみの分別指導・徹底

事業系ごみの分別については、道内主要10市の事業系一般廃棄物の資源化を表－5に示すとおり家庭ごみと同様にごみ減量、リサイクルの推進に取り組んでいます。

本市においては、現在上質古紙のリサイクルを推進しておりますが、他の廃棄物についても今後、資源化を図るために事業系の排出方法のマニュアルを作成し、事業者への説明や徹底した展開チェック、分別の指導を図る必要があると考えております。

表－5 事業系一般廃棄物の資源化

	マニュアル	古紙	空き缶	ビン類	ペットボトル	プラスチック製容器包装	備考
札幌市	○	○	○	○	○	○	
函館市	○	○	○	○	○	○	
小樽市		○	○	○			プラスチックは産廃としている
旭川市	○	○	○	○	○	○	
室蘭市			○	○	○		特別指示はしていない
釧路市	○	○	○	○	○	○	飲食に限る
帯広市							行っていない
北見市	○	○	○	○	○	○	
江別市	○	○	○	○	○	○	各リサイクル業者へ直接搬入
苫小牧市		上質古紙	○	○	○	○プラスチック	特別指示はしていない

※各市とも空き缶、ビン類、ペットボトル、プラスチック製容器包装は、個人消費に限る。

参考 産業廃棄物の種類及び主な例

	種類	主な例
すべての業種にかかる産業廃棄物	1 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず 等 ①合成樹脂製建材②発泡スチロール製の魚箱③容器包装材④タイヤ⑤ビニルシート類⑥ポリ容器⑦ビニール紐⑧プラスチック製品 等
	2 ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくず
	3 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の切削くず（研磨くず等を含む） ①鉄骨鉄筋くず②金属加工くず③足場パイプや保安用堀④廃缶・廃配管類⑤金属製機・椅子・ロッカー⑥電気設備機器⑦その他金属製品 等
	4 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	①ガラスくず②タイル衛生陶器くず③耐火レンガくず④コンクリートくず⑤蛍光管・電球 等
	5 がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片及びこれに類する不要物
	6 燃え殻	石炭がら、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭 等
	7 汚泥	工場排水等の処理後及び各種製造業において生ずる泥状のもの ①バルブ廃液汚泥②建設汚泥③生コン残さ④製造工程から出る泥状物等
	8 廃油	鉱物性及び動植物性油脂のすべての廃油 ①重機等の廃潤滑油②廃タールピッチ類③アルコール等の廃溶剤④廃食用油 等
	9 廃酸	①写真定着廃液②廃硫酸③廃塩酸 等
	10 廃アルカリ	①写真現像廃液②廃ソーダ液③自動車不凍液④金属せっけん液などのアルカリ性廃液 等
	11 鉱さい	①鑄物廃砂②電炉などからの残さい③不良鉱石④粉炭かす
	12 ばいじん	ばい煙発生施設・廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたばいじん
特定の業種にかかる産業廃棄物	13 紙くず	①紙・板紙のくず 等 パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、印刷出版業、製本業、印刷物加工業 等
		①工作物の新築・改築・除去に伴って排出される壁紙、障子くず、廃包装材 等 建設業
	14 木くず	①木材片②おがくず③樹皮 等 木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業 等
		①工作物の新築・改築・除去に伴って排出される木くず、木造家屋等解体材、型枠、足場材、内装・建具工事等の残材、伐採材 等 建設業
	15 繊維くず	①木綿等の天然繊維くず 繊維工業（衣服等の繊維製品製造業を除く）
		①工作物の新築・改築・除去に伴って排出される天然繊維くず（工事用廃ウエス・縄、たたみ・じゅうたん等のくず） 建設業
	16 動植物性残さ	原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物 ①魚及び獣のあら②発酵かす・醸造かす 等 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
	17 動物のふん尿	牛・豚・鶏等のふん尿 畜産農業
18 動物の死体	牛・豚・鶏等の死体 畜産農業	
19 動物系固形不要物	と畜場・食鳥処理場からでる牛、豚、馬、にわとり等の固形状の不要物	
20	上記の産業廃棄物を処分するために処理したものでこれらの産業廃棄物に該当しないもの	コンクリート固形化の処理をしたもの等